

入 札 説 明 書

産業技術短期大学校温水ヒーター三方弁及び制御機器修繕工事

岩手県立産業技術短期大学校

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 工事名 産業技術短期大学校温水ヒーター三方弁及び制御機器修繕工事
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 工期 契約締結日から令和5年3月24日まで
- (4) 工事場所 岩手県立産業技術短期大学校(紫波郡矢巾町大字南矢幅10地割3番地1)

2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加者資格

入札公告に示すとおり

4 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、令和4年7月14日(木)午後5時までに「入札参加資格申請書」を岩手県立産業技術短期大学校長に提出しなければならない。
また、入札参加者は提出した書類について説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札日の前日までの間において、岩手県立産業技術短期大学校長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、その結果は、令和4年7月21日(木)までにFAXにより通知するものとする。

5 現場説明

行わない。

6 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
なお、金額の訂正はすることができない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

8 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨の記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県立産業技術短期大学校長」とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

9 入札及び開札の日時及び場所等

令和4年7月28日(木)午前11時 岩手県立産業技術短期大学校 本館棟2階 大教室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は、入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 入札保証金

免除する。

11 入札への参加

4(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。その審査結果は、令和4年7月21日(木)までにFAXにより通知する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加する資格のない者のした入札書
- (2) 入札書に記名押印のない入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (6) 同一入札参加者又はその代理人が2つ以上提出した入札書
- (7) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

13 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件のすべてを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

14 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

15 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。再度入札は、2回を限度とする。

16 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

17 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- (5) 契約の条項は、別添「委託契約書(案)」による。

18 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札に関する照会先

〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 10-3-1

岩手県立産業技術短期大学校事務局 総務担当

電話番号 019-697-9088(内線 203)